

## 平成26年度第4回行政評価委員会

日時：平成26年8月19日18時30分～22時00分

場所：伊予市庁舎3階第3委員会室

出席者：妹尾克敏委員長、門田眞一副委員長、芳岡毅委員、西畑眞知子委員、曾根弘輝委員

事務局（坪内・小笠原・岡井）

傍聴者：なし

### 1 開会

会議の成立及び傍聴者はいないことを確認した。

### 2 議事

#### （1）審議事項

##### ①第3回会議録の確認

行政評価の取組状況を説明後、No.8から14までの事業評価をいただいた。また、今後諮る外部評価事業の決定を行った。

前回の補足として、重度心身障害者における医療費助成事業以外のサービス事業の説明をした。また、乳幼児医療費、ひとり親医療費、重度心身障害者の医療費については、該当となる一部負担金が公費で負担されるため、個人の医療費の支払はないという説明を加えた。

##### ②行政評価（外部評価）

No. 15	鳥獣駆除対策事業（ブランド推進課）	……………	P 2～6
No. 16	市単独土地改良事業（農林水産課）	……………	P 6～8
No. 17	林業振興助成事業（農林水産課）	……………	P 8～12
No. 18	養護老人ホーム入所措置事業（長寿介護課）	……………	P 12～14
No. 19	一般管理事務（長寿介護課）	……………	P 14～17
No. 20	認定審査会事業（長寿介護課）	……………	P 17～20
No. 21	認定事務（長寿介護課）	……………	P 20～22
No. 22-1	介護予防二次予防対象者施策事業（長寿介護課）	……	P 23～26
No. 22-2	介護予防一次予防対象者施策事業（長寿介護課）	……	P 26～27
No. 22-3	介護予防ケアマネジメント事業（長寿介護課）	……	P 27～29
No. 22-4	介護予防サービス計画事業（長寿介護課）	……………	P 29～31

#### （2）次回の委員会

##### ①日程

第5回委員会は9月2日（火）18時30分～

第6回委員会は9月30日（火）18時30分～

### （3）その他

第5回の事務事業評価予定のNo. 30地域公共交通システム構築事業シートは、前回審議の有無を諮ったシートを再利用する旨の説明を行った。

## 3 閉会

### 行政評価（外部評価）議事録

#### No. 15 鳥獣駆除対策事業（ブランド推進課）

（委員）

駆除対象は、シートにあるイノシシ、カラス、ハクビシン、タヌキの4種類の動物だけなのか。

（ブランド推進課）

主たる鳥獣ということで計上している。ほかにはサルやタヌキなどもいる。

（委員）

猟友会のメンバーが勤務に当たっているということであるが、現在のメンバー数、年間稼働日数はいかほどか。

（ブランド推進課）

平成25年度末で102人である。活動実績については、日数ではなく捕獲頭数での申請としており、捕獲総数は平成25年度で1,135匹である。

（委員）

25年度のハクビシンの捕獲数が少ない（24年度39頭⇒25年度22頭）のはなぜか。いなくなっているということか。

（ブランド推進課）

25年度の捕獲頭数は、イノシシも減っている。その理由として夏場の猛暑が非常に厳しく、猟銃を使った捕獲等は高齢の方には厳しい環境だったと伺っている。カラスや鳥については、昼中の温度は関係ないので増えているのではないかと理解している。

（委員）

鳥獣被害対策実施隊というものが、伊予市農業振興センター内にあるとのことであるが、これは市町ごとに設置されているのか。

（ブランド推進課）

市町ごとの単位である。伊予市では昨年からは市場に伊予市農業振興センターを発足し、市のブランド推進課、農業委員会、県の農業指導班、JAの指導者

がワンフロアで従事している。農業のソフト部門の一元化を目標としており、その横割りの中で鳥獣対策のグループを作っている。実態は市の職員となっているのだが、県及びJAとの連携強化を図るという意味合いで説明した。

(委員)

成果指標の動物の捕獲実績の比較も大事だと思うのだが、農作物の被害額の方がより分かりやすいのではないか。

いろんな専門用語があり、理解しがたい箇所がところどころにあるので、できればもう少し易しい表現にしていきたい。

(委員)

事業の目的は、狩猟をする人を増やすことに焦点が当てられている。先ほど人員は伺ったのだが、これは増加傾向にあるのか、それとも横ばい、減少なのか。

(ブランド推進課)

猟友会の皆さまに御活動いただきしており、人数は若干減ってきている。主な理由は、高齢化の進展と考えている。

(委員)

やはりこういう施策を通じて、メンバーを増やすことに焦点を当てた仕事が必要なのではないかと強く感じたのが一点。それから、農作物に対して、例えばイノシシは根こそぎやってしまう。カラスはみかんなど果実をつつく。被害換算すると違ってくるのではないか。やはり鳥獣ベースの被害額は市民に教えていただく必要があると考える。成果指標（対前年比捕獲実績率）のまとめ方は不十分なので、今の内容をさらにお考えいただきたい。

(ブランド推進課)

鳥獣害対策に係る総体の被害実績は数字あるいは数量で拾っている。ただし、鳥獣害対策はこの事業に限らず5つの事業が別にある。今回の事業は「攻め」の対策、撃つということであり、そのほかに例えば「守り」の対策、柵や箱わなというもの、それから「体制の構築」、先ほどの実施隊のような形と、いくつかに分かれている。それら事業の総括として被害実績の形は表れると考えており、全ての事業に同じ指針で被害の実績を計上してよいかどうか悩んでいる。内容を再度検討したい。

(委員)

私は、このシートは記述も大変わかりやすく指標もしっかりと書かれていると思う。全体の駆除対策ということを言われた。私も調べると平成19年にできた特別措置法が24年に一部改正され、単価等の財政措置が取られるようになった。

た。国を挙げた、全国的に緊急的な課題として上がってきているということである。先ほど質問があったとおり、猟友会に対する補助が目的になっているのだが、高齢化により捕獲者が減少しているという問題をしっかりしないと解決しない。措置単価を上げてでも猟友会の人が減ると成果として上がらないという問題も出てくる。その対策をどうするか。今言われたように、県が3つの指針（攻めの対策、守りの対策、地域体制）を作られており、市はこの特別法により、被害防止計画や協議会の確立などの計画を持ちなさいということになっている。その計画はあるのか。計画はないけれど3つの体制は進めているのか。それから所属長の課題認識の中に被害の低減と書かれているので、効果も上がっているのだらうと思う。やはり総体がちゃんと見える方が猟友会等に対する補助要綱の意味が見えてくるので良いと思う。このシートはこれでよいかもしれないが、地域ごとのハード面で要する対策やモデル地区の設定等々にも言及されている。そういうことも既に進められているのかどうか。また、鳥獣被害対策実施隊は、猟友会とは違い、猟友会を含めてということなので、今後どのような組織になっていくのか聞かせてもらいたい。

あとハード面で西予市や内子町は施設で獣肉処理加工を始めている。伊予市も捕るだけではなく、地域の資源として循環する仕組みを考える上で、そういった計画は大事だと思うのだが、その計画も教えていただきたい。

(ブランド推進課)

防止計画は策定しており、3年間の計画を随時見直している。また、鳥獣害防止の総合的な被害額の推移であるが、25年度については、対前年度比98.4%と若干の減少が見える。

実施隊の職務内容は生育環境管理に始まり、担い手の確保、被害の防除、具体的な対策計画の策定、調整など総体的に検討していく形である。総合的、主体的に支援する組織として自治体があり、その内容に基づき猟友会の皆さまに御活動いただく、あるいは実施隊自らが動くという形である。

国・県からは、市の職員で構わないので今年度中に県下全ての市町に実施隊を作ってほしいということであった。市ではつい先般（8月13日）成立した。現状は市の職員のみで構成されているのだが、今後は猟友会の皆さまなどどんどん巻き込んで厚みのある実施隊にしていかないといけない。ただ市職員以外の方に実施隊をお願いする場合には、報酬や保険の問題などを条例化してクリアしなければならないため、内容を検討したい。猟友会には若い方に入ってもらいたいということもあるので、実施隊の枠組みの中で、ある程度身分ができる形が見えれば、もう少し拡大するかもしれないと期待している。

ジビエ料理の処理加工施設は、議会でもかなり言われている内容である。いろいろ先進地へもお伺いしており、例えば品種が分かるようにしないと何を食べているか分からないとか、販売に結び付けるためには、肉だけではなく燻製の加工施設なども必要だとか、イノシシよりも鹿の方が良いとかいう話を伺っている。伊予市では今のところ鹿の捕獲実績はないので、東予をモデル地区として十分検討したいと思う。

モデル地区について、一昨年度を上吾川、昨年度は稲荷地区で進めてきた。国費事業（守りの対策）として、ある程度集落でまとまった形で柵の設置を行った。今回森、中村、稲荷（一部市場も入る。）の山の裾野に柵を広げ、集落単位で守っていくという施策を展開しているところである。

(委員)

私も山でいろいろ作っているので、大いに助かっている。誰かに聞いた話であるが、イノシシは子がいるときは産まず、子を捕られるとまた産む。今はウリ坊も何もかも全部捕ってしまうけれど、親だけ捕るという考えも良いのではないか。検討いただきたい。

(ブランド推進課)

貴重な御意見ありがとうございます。十分に検討してまいりたい。

(委員長)

何で鹿がいらないのかと思ったら、先ほどの回答のとおり実績がないのだな。宇和島の津島辺りはイノシシより鹿の方が多いと聞いた。南予はむしろ鹿のほうが多いのではないか。

(ブランド推進課)

宇和島市では25年度実績で1,056頭鹿を捕っている。伊予市は鹿捕獲の実績はないものの、東予及び南予方面から来ている状態のようであり、たまたま所在的に実績がない状態である。

(委員長)

松山市中島町のどこかにも鹿がいるはずである。

(委員)

鹿島から来たのではないか。

(ブランド推進課)

確かに、目撃情報は中山でもある。今後はおそらく実績として上がってくるのではないか。ちなみに西条では275頭、東温が69頭、松山で30頭出ている。

(委員長)

まさか四国には熊はいないだろう。

(委員)

熊は、ツキノワグマがいる。

(委員長)

いずれにしてもイタチごっこだ。委員の皆さんがおっしゃったように、この事業は猟友会に対する補助事業であるけれど、事業の根っこの部分は、有害鳥獣をどうバランスよく駆除するかということなので、実施隊の組織の中には、その道の専門家が1人や2人いてもいいと思う。動物癖とか分かる人、農学部に頼めば喜んで来るのではないかな。無理のない範囲でお願いします。

(ブランド推進課)

実施隊は、先ほど申したとおり8月に市の職員で立ち上げたばかりである。近々報酬、保険を加味し、有志者を含めたメンバー構成ができたかと考えているので、御支援いただければと思う。

#### No. 16 市単独土地改良事業（農林水産課）

(委員)

自己の課題認識で繰越工事が多かったと書いてある。なぜ繰越工事になったのか。実際に事務処理ができなかったのか、何かの都合で遅れたのか。その辺りを教えてほしい。

(農林水産課)

この事業のほとんどは、稲が終わる10月頃から始める事業である。水を貯めている間は中へ入れないし、水を貯めた状態ではなかなか工事ができないためである。昨年はその時期に台風被害もあり、そちらを優先したこと、また発注しても業者が採っていただけなかったこともあり、繰越工事になってしまった。

(委員)

事業そのものの目的や必要性がある。そういう点で、25年度に4,000万の予算を組んで、実際に3,000万、7割くらいの執行というのは、繰越工事が多かったという今の理由で理解できる。私は要望に対して実施が後になるのは、受益者負担が重いからなかなか進まないのかと思った。そのために30%から20%に下げたと理解していたのだが、時期や発注業者の問題だという今の説明だと受益者負担を下げた理由が分からない、それが一点。

もう一点は、所属長の課題認識にもあるとおり、現地調査を行い、必要性、緊急性の高い事業を進めることが大事である。その観点から、進捗率が悪いというのは、果たして目的にある効果を上げたことになっているのか、なってい

ないのか。急がなければいけない所が対応できないのであれば、実施体制も含めどう打開できるのか。ご意見があればお聞かせ願いたい。

(農林水産課)

受益者負担金の件については、高齢化に加え、受益者がどんどん減る中で、一人ひとりが払う負担が多くなっている。その部分を軽減しないと事業ができない、維持ができないということで、25年度の当初に一部下げた。

繰越になった理由は、災害が出て遅れたこと、発注時期が災害とこの事業が重なり、業者も手が回らないということが大きな原因であった。災害がなければ、ある程度いけたのではないかと思う。

(委員)

受益者負担下げた効果は意味がある、効果は上がっている、必要だということだな。分かった。

(委員)

このシートには法的根拠は書いているのか。それが触れられていない。

(事務局)

公共事業用のシートでは、一般事業用シートとは異なり、事業の根拠法が入るスペースがなくなってしまうようである。

(委員)

説明では、平成25年度の実施事業量、30件に対して22件であったという説明があったのでよく理解できた。やはりこの数値化した表現を入れてもらうと理解しやすい。

(委員)

日本では、農業と林業はすごく大切な産業だと思う。受益者の高齢化及び減少は日本全体の問題であり、国レベルで考えなければならないことだと思う。整備内容として農山地域の農道、用水路、排水施設、ため池などとある。山間地域では60歳以上の方が人口の半分以上であり、10年、15年後はその地域に農業従事者がいるのかどうか。後継者づくりを急がなければならない。このままでは使った税金が生きてこないということになるので、後継者づくりを是非進めてほしい。

もう一つ、成果指標に実施事業量÷採択要望事業量とあるのだが、事業の必要性から、草刈りや水路の泥上げなどの維持管理を軽減することによる、生産性の向上を指標とした方がいいのではないかと思う。

(農林水産課)

生産性の向上については、コンクリート整備することにより、草刈りの低減

や水路の泥上げが少なくなるということである。これを指標にしても数字的に表しにくいので、今の指標としている。

後継者対策については、ブランド推進課と連携して進めたいと思う。

(委員)

聞いたところによると、ある地域では30何軒の部落で誰も住んでいない所もあるらしい。道はできた、水路もできた、でも農業従事者はゼロ、そのようなことにならないようにしてほしい。

(委員長)

1つ気になったのは、繰越工事が多かったために執行率が低くなっているということであるが、今までの状況で、昨年が特異な例外的な状況ということか。

(農林水産課)

平年なら大体その年に終了するのだが、25年度は災害等があり遅れた。その分だけが例外的に繰越になっている。

(委員長)

なるほど。痛し痒しではあるが、やらざるを得ないということだな。

(委員)

シート様式が通常のものとは異なるようであるが、これは。

(事務局)

これからも公共建設事業シートが幾つか出てくると思う。主に公共事業の建物や構造物を造る際、進捗状況を伴ったものに対してはこのシートを使う場合がある。その場合、全体の事業を完了させるのが目的となるため、成果指標の考えとしては進捗率100%を目指すのが中心になってこざるを得ないのが現状である。

## No. 17 林業振興助成事業（農林水産課）

(委員)

このシートの中にあるシイタケ優良品種導入や林道整備、間伐材の出荷促進が事業費に占める割合はいかほどか。

(農林水産課)

シイタケ優良品種導入が2.1%、林道整備事業が15.19%、間伐材出荷促進事業が31.24%である。

(委員)

そのほかにもいろんなことがあるということだな。木材の木造建築で66㎡以

上の方は、申請をすれば50万円までお金が出るのか。

(農林水産課)

おっしゃるとおりである。ただし5年以上住むとか伊予市内の事業所が建築する建物とかの条件がある。主要部分（根太とか土台とか）に使う構造材の部分についての補助という形になる。

(委員)

林道と農道の整備について、調整して重複しないようにしてほしい。

(委員)

25年度の決算の直接事業費（約4,300万）が予算（2,600万強）に対して1.62倍という支出が行われている。こういうことはあるのか。それから成果指標の指標には算式がきちり書かれているのだが、この算式に従うと25年度100%というのは正確ではないのではないのか。2点の疑問について答えていただきたい。

(農林水産課)

2,600万は当初予算である。骨格予算というか、中心となる部分で事業を進めている。森林整備計画に基づき森林組合等から事業量が提示されれば、それに基づき補正予算として増えてくることになる。

指標の100%については、もう一度精査させていただきたい。

(委員)

事務局を通じて教えていただきたい。自治体なので、当初予算及び補正予算があることは分かるのだが、補正予算で増額するというのは、法令根拠にある補助金交付要綱で読み取れるようになっているのか。

(委員長)

補助金交付要綱に違反していないかということだろう。

(農林水産課)

要綱に基づいて実施しており、補助金要綱には違反していない。

(委員長)

つまり、年度の途中で需要が増えたということである。

(委員)

伊予市は合併をして、特に中山エリア、双海エリア含めて、非常に森林資源の多い地域になった。林業振興は市にとって非常に大事な事務事業だと思う。決算額4,290万の内訳は聞かせていただいた。主には除間伐材の出荷が2,046万、森林組合が1,800万ということだな。

愛媛県は平成22年から27年までえひめ森林・林業振興プランを立てており、

これまでの林業を育てる時代から活用する時代へとシフトし始めている。伊予市がどう具体化していくべきか、課題認識としてあるのだろうか。つまり、これまでの事業を現状維持的にやってはいるのだけれど、愛媛県全体では、間伐の目標面積は9,500haだとか製材生産量が65万m<sup>3</sup>だとか、数値目標を持って進めている。伊予市でも具体的な目標、間伐面積とか森林整備、林業の後継者を何人出すとか、そういう数値目標を持って、それに基づき森林組合に協力してもらおう体制を取らないといけない。そうではないというのであれば、教えていただきたい。

もう一点、関連する内容なのだが、今森林組合に木材加工センターがあり、杭の製造販売をしている。間伐材はほとんど杭として処理し、残渣は燃料として販売、それで手いっぱいという状況である。事業者間のいきさつもあるのだろうが、例えばクラフトの里と連携してできる事業だとか、ペレットを生産してハウスマカンなどのバイオマス燃料に使うことはできないか。森林組合はペレットを作るほどの間伐材は出ないと言っており、地域内でうまく循環していない。育てる林業という格好に成りきれていないのではないか。大きな森林資源があるのだから、やはり市としてそれを有効に活用するプランをきちんと持って林業振興を考えないといけない。各支援の補助金の必要性は十分分かるのだが、担当者なり所属長なりがその辺り課題認識をしっかり持っているのかどうかお聞かせ願いたい。

(農林水産課)

貴重な御意見を頂いた。まことに未熟ではあるが、具体的な数値目標は持っていない。ただ森林組合と話す中で、エリア、ゾーンで整備していくこととしている。県は皆伐も進めているのだが、これも地権者との相互理解が必要となる。今は後の管理ができないので間伐としてほしいというのが地権者の意向である。今後総合森林整備計画と照らし合わせて、内部事情もあるのだろうが、森林組合、プロシーズ、クラフトの里や木遊舎も含め、話し合いができればと考えている。杭や燃料、バイオマス、ペレットも需要というか販路を開拓しないとイケない。ハウスマカンのペレット使用もそういう装備が必要となるので、十分に検討したい。

(委員)

先ほどの木造新築について、地域材は50%以上で補助するということであるが、この地域材というのは、伊予森林組合で取り扱っている材料で良いのか。

(農林水産課)

建設業の許可を受けた事業所や事務所が対象であり、仕入れ先は木材卸市場

など、業者に委ねられているのが現状である。

(委員)

そうすると、久万の材料かもしれないし、松山辺りの材料かもしれないのか。

(農林水産課)

お見込みのとおりである。一応は県内を目標にしているのだが、業者は集まってくる所から仕入れる。個人から仕入れるということはなかなかできない。業者によっては高知から仕入れるとも聞く。事業所があって、おおむね50%使っているのであれば補助することになる。

(委員)

できれば、何か証明のようなものをもらって出した方が良いでしょう。

(農林水産課)

要綱上は地域材使用率計算書といって、どこに何を使ったというのを事業所から出していただいているのだが、その元をどこから仕入れたかについては突き止めていないのが現状である。

(委員)

補助金を出すのであれば、愛媛県材とか証明があればなお良いと思う。

今は全然管理しない、放ったらかしの山が多い。久万ではきちんと間伐して下草も生えて良い感じである。今のままでは、地が痩せて土砂災害が発生する可能性もある。できるだけ管理してもらいたい。

(農林水産課)

確かにそういったものは多いかと思う。地権者と相談の上、森林組合等活用したいと思う。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

私がぱっと見てなじめなかったのは、林業振興助成事業と言いながら、原木シイタケ優良品種導入について補助金が計上されるということである。それよりも先ほど委員がおっしゃったような放置林の調査など入れ込む方が良いのではないか。

それから、それぞれの事業のパーセンテージをお示しいただいたので実態はよく分かるのだが、補助金の交付要綱そのものに、林道整備や除間伐材の出荷促進、森林環境保全整備とかについて、優先順位あるいはどの程度の割合でといった傾斜配分はあらかじめ付いているのか。それとも需要に応じて配分するという方式なのか。

(農林水産課)

要綱の優先順位はない。

(委員長)

私の感覚で言えば、林道整備が最優先である。除間伐をしても、出せなければお金にならない。そういう有機的な連関を森林組合が色づけしてくるのであればそれでもいいのだが、そうすると逆に森林組合にべったりとなってしまう。その辺りの仕分けを、担当者が代わっても運用できる、要綱それ自体のものさしが必要だと思う。

## No. 18 養護老人ホーム入所措置事業（長寿介護課）

(委員)

事情がよく分からない。老人保護費措置者数が22人とある。単純に事業費を割ると、1人320万ほどいるということだろうか。

(長寿介護課)

平成25年度は22人であり、施設により若干差はあるものの、入所措置費3,048万を22人で割ったものがだいたい1人当たりの金額になる。

(委員)

そうすると1人当たり140万くらいは市が負担しているということか。

(長寿介護課)

入所措置費は施設によっても異なるのだが、1人当たり月14～17万円の扶助費がかかっている。合わせて、養護老人ホーム組合への組合負担金というものが、措置をしてもしていなくても、負担金として支払っている。その合計70,913千円が市の負担額となる。

(委員)

養護老人ホーム入所措置事業の実施は必要である。

伊予市には森の園とか幸梅園、あいじゅとか夕なぎ荘とかある。措置は実際にされていると思うのだが、全国では50万人以上の待機者がいると報道されている。その待機状況は把握されているのか。つまり必要な方と施設不足というものがあるのではないかと。その点教えていただきたい。

(長寿介護課)

まず、養護老人ホームと特別養護老人ホームは異なる。特別養護老人ホームは別の予算として上げている。今回審議いただいているのは養護老人ホームであり、伊予市では申請のあった待機者は2人いる。その方がいつ入るかはまだ分からない状況である。

(委員)

向こう5年間の直接事業費の見通しが実績より高めに設定されているのは、もっと措置する人が増えるという読みがあるのだろうか。

それから、成果指標の目標が29、実績は25年度が22である。これは簡単に言えば良いのか、悪いのか。指標に老人保護被措置者数33人前後とあるのは何を意味するのか。

もう一点、財源のところ、24年度の決算あるいは25年度の予算のその他に金額が上がっている。25年度決算にはそれがないのだが、その点について教えていただきたい。

(長寿介護課)

まず、今後5年間の見通しについては、やはり高齢化社会が進むため措置する方も増える可能性が大きく、予算決算額より見込みを多くとっている

指標の33人前後というのは、ひとり暮らしや寝たきりの方など要援護高齢者人口のうち、被措置者の占める割合の全国平均が33名前後ということである。伊予市の実情を勘案し、目標を29名と設定している。

財源のその他は、入所措置をされている方の自己負担金である。25年度決算は記載漏れである。金額は7,605千円である。

(委員)

私も指標は33人で、目標が29人というのを疑問に思っていた。

それから、生活保護を受けている方がいらっしゃると思うのだが、入所に関しての費用の重複はないのか。

(長寿介護課)

生活保護は長寿介護課の管轄ではないので、分からない。

(委員)

もう一点お聞きしたい。要援護高齢者で入所される方の入所料は所得によって変わるのだろうか。親族などの所得調査はどこまで可能なのか。

(長寿介護課)

入所希望者及び主に生計を維持している者の市民税所得割が課税されていないことが入所の必要条件となる。

(委員)

市民税を払っている人は入れないのか。

(長寿介護課)

市民税は所得割及び均等割からなっており、そのうち所得割が課税されていないことが必要条件になっている。

(委員)

つまり、ある程度所得がある人は入所できないということなのか。

(長寿介護課)

お見込みのとおりである。

(委員長)

よろしいですか。これは課題認識のところにも書いてあるのだが、法定事務という枠になっているので、根拠法令に基づいて適正に運営するしかないのだろうけれど、冒頭に紹介のあった一部事務組合については、整理・統合する方向は出ていないのか。

(長寿介護課)

4月から担当となっているが、そういう話を伺ったことはない。

(委員長)

どうしても負担金ばかりが目についてしまう。合併は進んだけれど、合併により解消した福祉関係の一部事務組合はあるのか。

(長寿介護課)

ない。

(委員長)

はい。ちょっとそれだけ気になった。

それから、これは私の認識不足なのかどうか、法令根拠等のところの老人福祉法の次ですね、伊予老人福祉法施行規則となっているのだが、これは伊予市老人福祉法施行規則だろう。

(長寿介護課)

お見込みのとおりである、申し訳ない。

(委員長)

事務組合で何かあったのかと思った。細かいことで申し訳ない。

#### No. 19 (介護保険) 一般管理事務 (長寿介護課)

(委員)

事務費及び財源内訳の金額と、事業活動の実績の執行済額の金額が一致していない。24年度決算が52,991千円と56,084千円、25年度も金額が違うようだが、これは一致しないものなのか。

(長寿介護課)

介護保険特別会計には基金があり、それを概算で取り込み、事業費が足りなければそれを使う。余った分は次年度に繰り越すこととなっている。

(委員)

それから、数限られた評価シートの中で重複する数字の表示は間違いのもとだと思う。成果指標と事業費の事業費進捗率は、24年度で96.6%と97%、25年度で94.8%と95%、活動指標は繰り上げたパーセンテージだと思うのだけど、これは違わねばならないものなのか。重複した表示は極力避けるべきではないか。それとも違うものなのか。

(長寿介護課)

御指摘のとおり、繰り上げた数字になっている。

(委員)

私も直接事業費と執行済費用の違いが気になっていた。

あと、介護保険事業は具体的にどこからどこまでの仕事をいうのか、分かる範囲内で教えてほしい。

(長寿介護課)

介護保険認定審査事務については、本人又は家族、若しくは事業所が介護認定の申請をするところから介護保険は始まる。それを受けて調査員がその人と調査日程を調整しながら、その人のお宅や施設にお伺いする。そこで調査した資料をコンピューターで処理、判定する。判定できない事項を特記事項欄に記載し、主治医の意見書を付けて介護認定審査会にかける。その判定により介護度が決まり、その方の介護に対するケアプランを立てていく流れである。

(委員)

審査事務についてはきちっと分かった。実際、事務事業というともっと広いと理解しないといけないのだな。

(長寿介護課)

介護全体となると、介護部分と介護予防の部分があり、介護部分は要介護が1から5までの判定、介護予防では要支援1、2という範囲がある。それらを含めて介護となる。

(委員)

全体的な介護保険のことにつながると思うのだけれど、平成24年度の介護保険会計を見ると、総額が3,753,930千円で一般会計から590,000千円繰り入れている。今までの国民健康保険特別会計でも3億円かその辺りだったのだけれど、介護保険は今後も一般会計からの繰入がどんどん増えていくのは当然想定されるわけであり、この会計はきちんと実施しなければならない。そういう視点から見ているのだが、シートで向こう5年間の直接事業費の推移は5,500万と盛り込んでいる。先ほど24年度と25年度の直接事業費が違うと言われていた

が、何とおっしゃったのか。

(長寿介護課)

24年度は、スマイル五色という施設建設の補助に多額の費用がかかった。それ以外の費用としては、通信費やシステム保守料、消耗品等を含んでいる。

(委員)

この直接事業費の55,000千円というのは、施設を維持するための費用ということ考えてよいのか。

(長寿介護課)

施設を維持するための費用ではない。

(委員)

そうすると、25年度決算が4,285千円であるが、翌年度からずっと55,000千円の見込みとなっているのは何なのか。この内訳がよく分からない。

(長寿介護課)

申し訳ない、勘違いしていた。おっしゃるとおり24年度は補助金が入っていたので55,000千円であったが、今後の見込みは35,000~40,000千円は落とした数字で推移させなければならないのをそのままにしていた。

(委員)

補助金というのはどこに対しての補助金なのか。社協か。

(長寿介護課)

施設を造る際に、施設の本体建物と備品関係に対して補助金を出していた。

(委員)

そうすると、55,000千円をずっと計上していたら、何か造らないといけないということになってしまう。減らせるわけだろう。

(事務局)

人件費を含まない直接事業費なので、5,000千円くらいではないか。

(委員)

その辺りもう少し精査していただいて、直接事業費を正確に記載し直していただいたらと思う。以上である。

(委員)

1点だけお聞きしたい。事務事業評価で、担当責任者(評価C)と所属長(評価B)の認識がずれている。何が原因なのか教えていただきたい。

(長寿介護課)

25年度は自己評価者が1年目の職員であった。対して所属長は介護保険に関してかなり経験を持つ職員がついていた。その辺りでCとBの差が出てきたの

かなと推測する。

(委員長)

実は私も今御指摘になったところが一番気になっていた。C評価の割には、コメントに事業進行が適切に進んだと考えるとあり、所属長のB評価の方が高いはずなのだが、こちらの方が説明としては丹念というか、丁寧で良く分かる。

それはそれとして、こういう評価シートがあるということで受け止めておきたいと思う。

## No. 20 (介護保険) 認定審査会事業 (長寿介護課)

(委員)

担当課の説明によると、この事業は委員の報酬がほとんどということである。審査会が年間169回あるのであれば、事業活動の実績の中にも記載してもらおうと分かりやすいと思う。

あとは先ほどの事業もそうだったのだが、担当責任者と所属長の評価がずれている(担当責任者C、所属長B)。この理由を聞かせてほしい。あと松前町、砥部町と共同開催とあるのだが、経費の負担、分担はどのようにされているのか。

(長寿介護課)

事業実績の件については、今年度から回数を入れることとする。

自己評価と1次評価のCとBについては、先ほどのとおり、やはり経験の差が出たのかなと推測している。

伊予市、松前町、砥部町の負担割合については、それぞれの市町の審査件数によって按分し、松前と砥部それぞれから負担いただいている。

(委員)

要介護認定審査人員も今後増える見込みであり、今言われたように審査会の回数を実績のところに書いていただければ分かりやすい。審査会事業の内訳について、委員報酬等は当然必要なのだが、24年度には認定審査会の会場借上料が163万、25年度は審査会のシステムリース使用料が211万となっている。25年度に会場借上料はなかったのか。それともシステムリース料と会場借上料の合計がここに書かれているのか。システムリース料や会場借上料がある年とない年があるのはなぜなのか。

(長寿介護課)

会場借上料については、24年度まで市民会館を審査会会場として借りてい

た。25年度からは第1別館の利用となったので、会場使用料は25年度には発生していない。

システムリース料について、保守料の内訳として24年度はシステム補修が120万円あった。25年度に市役所に置いていたサーバー本体を耐震や保守の関係で他社に移設した。その際中山や双海と本庁を結ぶパソコンなど新たにしたため、システムリース料が新たに発生したということである。

(委員)

このシステムリース料は毎年ではなく、25年度だけなのか。

(長寿介護課)

毎年これぐらいの額で推移すると考えている。

(委員)

借上料はなくなったけれど、リース分が発生し出したということだな。

(長寿介護課)

お見込みのとおりである。

(委員)

経費の節減の余地はあるのかなとも思ったのだが、コピー代や用紙代を削減しても大した金額にならないので、特に申し上げることはない。

(委員)

No.18の養護老人ホーム入所措置事業における入所判定委員会と今回の認定審査会とは異なるのだろう。これは統合できないのか。全く別個のものなのか。

(委員長)

根拠法が違うからだめだろう。

(委員)

何かよく分からない、よく似ているようだが全然違うのだな。

人件費について、No.19と全く同じ金額になっている。これは同じ担当者が1人でやっているから同じ金額なのか。どちらも24年度の人件費が3,999千円、25年度が4,067千円となっている。

(事務局)

これは事務局から説明する。職員の人件費については、人事担当者が給料や手当、職員にかかる負担を全て合算し、平均して1人当たりの人件費を算出している。これは給料が高い職員が事業に接すれば高い事業になり、1年目の新採の子が担当すれば安い事業となるというものではないので、職員1人当たりの平均給与に基づいて計算している。

事務量の項目に人工数というものがある。ここでは0.50人分でこの事務量を

こなしているということである。先ほどの事業も人工数が同じである。1人当たりの人件費は統一されているので、人工数が同じとなると人件費も同額となる。

(委員)

年間800万ぐらいの人件費だな。分かった。

それから、認定審査会のメンバーについて、これは3市町で選任方法はどうかしているのか。バランスが取れているのか。

(長寿介護課)

事務局は本市が持っている。出ていただける方をお願いして、伊予医師会からは18人、歯科医師会からは5人ぐらい出てもらっている。あとは市内の施設の施設長にヘルパー資格を持った方や施設長などに出てもらうようお願いし、3市町混ぜた中で、ローテーションを組んでやっている。

(委員)

バランスは取れているのか

(長寿介護課)

バランスというか、混ぜてやっている。

(委員)

聞き漏らしたことがあるのだが、よろしいか。

後の認定事務に関わるのだろうが、毎日そういう審査に関わって、認定申請から結果通知までは大体1か月となっているのだが、実際はどうか。

それから、第1次判定をコンピューター等で行い、第2次判定を外部判定審査会が行うようだが、その判定や認定に対し、不服申請というのは今まであるのか、それともほとんどないのか、その点だけお聞きしたい。

(長寿介護課)

申請があつてから1か月以内に決定しなければならないというのは、法で定められている。極力1か月以内にするよう努めているが、主治医の意見書が必要であり、その意見書がなかなか届かないという実態もある。そのため、たまに1か月を超えてしまう事態も生じていると聞いている。

(委員)

件数は多くはないのか。

(長寿介護課)

少ないと考える。

あと認定の不服申し立ては、県の審査会で行う仕組みになっているのだが、今まで事例がない。窓口に来られてなぜこうなったのかという問い合わせはあ

る。

(委員長)

ありがとうございました。

所属長の課題認識に、松前町、砥部町と共同開催をしているけれども、審査件数に応じて経費を按分しているとある。やはり伊予市が一番多いのか。概ねの数で結構だ。

(長寿介護課)

おおむね6割が伊予市である。次に松前、砥部の順である。

(委員長)

それから、認定審査事業の流れの中で、日替わりで4人構成と記載されている。その構成するための人材、マンパワーは何人くらいプールされているのか。先ほど医師会とか歯科医師会のメンバーは聞いたのだが、それ以外にはどうか。施設長は分かるのだが、看護師や理学療法士、社会福祉士もいらっしやると聞いた。

(長寿介護課)

今は8期（2年に1回更新）の審査会時期であり、全体数で言うと36人である。職種についての細かい内容は、今お答えできない。

(委員長)

36か、分かった。決して多くはない数字である。

## No. 21 （介護保険）認定事務（長寿介護課）

(委員)

No. 20の介護認定審査会事業とこの認定事務は別にしなければならないのか。私はこの介護に関しては分からないことばかりである。

(委員長)

書いてある内容を見ると、認定審査会が決定するために必要な資料を作成するのが認定調査事務という主旨だと私は理解している。

(委員)

別のものなのか、会議は会議で別に。そういうことなのだな。

ここにある認定調査件数とNo.20の認定審査件数が異なるのはなぜなのか。タイムラグ、時間のずれで異なるのか。

(長寿介護課)

認定事務の事業実績は、伊予市の方だけになる。松前、砥部については、それぞれのところで調査をしている。

(委員)

だからこの数値が違うということなのだな、分かった。

(委員)

私も同じ疑問だった。伊予市民の申請を3市町の審査会に持っていくための資料を作る仕事だということで、別物という事が分かった。特に意見はない。

(委員)

最初の申請者に対して、調査員5人が訪問して調査をするとなっている。この5人の調査員は賃金で扱っているけれど、どういう形態か。また一定のキャリアとか資格とか、そういうものを持っているのか。

(長寿介護課)

看護師の資格を持った嘱託職員である。

(委員)

その5人が調査しているということだな。それで主治医の意見書を作成してコンピューター判定するということだが、申請受付の際、本人や家族から来る場合と、事業者から相談に来る場合があると思う。この内訳が分かるかどうか分からないのだが、要するに申請主義なので、必要な方にちゃんとサービスが行き渡っているのかどうか、その実態はつかまれているのか。例えば今までサービスを使った経験もないけれど、とりあえず認定をしておきたいという人も中にいると聞く。変なことだが、そういう人たちの受付を拒むとか、ちゃんと説明して分かってもらうという、要するに今の2,400件についてもこれから審査件数も増えていくのだけど、人員の体制や経費を考えると抑えるような力もかかるのではないか。効率的にやっていくのはいいと思うのだが、そのために受け付けてくれないとか、判定や相談といった調整事務はないのだろうか。

(長寿介護課)

まず申請については、事業所の方が多い。統計は取っていないのだが、事務所の方が代理で来られて申請するというのが目につく。

それから、介護認定を事前に受けるというのは初耳であり、そういう方おいでると聞いてびっくりした。審査判定には非該当という項目がある。コンピューターにかけると、この人は非該当だと。さらに認定審査会にかけて、相談の結果、まだ自立でいけるのではないかと判断されれば、非該当ということで通知を出させてもらう例はある。

(委員)

やはり事業者からが多いのか。例えば家族が受付に来て、うちの家族の調査をしていただきたいというケースはそうないのか。

(長寿介護課)

夫婦で来られて、うちの母が、父がということもあるけれど、大体事業所の方が代理で申請されるケースが多い。

(委員)

窓口での相談や事務について問題はないのか。

(長寿介護課)

申請については問題ない。先ほども申したとおり、結果については窓口でもいろいろあるのだが、申請でのトラブルは今までない。

(委員)

コンピューター判定で意見があるとか、少しずつ上がったとか下がったとか、窓口でのそういうやり取りは件数としてあるのか。

(長寿介護課)

結果に対する不服は御家族の方から3か月に1件くらいの問い合わせがある。ある程度情報をお見せして、話をさせていただいている。

(委員)

先ほどの認定審査する人との調査員はダブっているのか、それとも別の人の人なのか。それから、No. 20とこの21の事業は一つに合わせて、砥部町や松前町も按分すれば経費が安くなると思うのだが、どうだろう。

(長寿介護課)

現在5人の嘱託職員で調査を行っており、伊予市の調査だけで手いっぱい状況である。ほかにもそのような状況であろうと思う。したがって、一緒にしても伊予市の人が松前へ行って調査しないといけないとか、効率的に調査ができない。これはやはり分けて実施する方が効率的だと考えている。

(委員長)

これは認定審査会に諮るための調査資料を作成する事務と受け止められるのだが、それにしても結構な手間暇とそれに伴うお金がかかる。所属長の課題認識に経費の削減に努めながら継続する必要がある記述があるのだが、どこをどう削れば事業費の削減になるのか、ざっと見たところではよく分からない。24年度は調査員用のパソコンを購入しているということなのだろうけれど、これは5人全部なのか。

(長寿介護課)

お見込みのとおりである。

(委員長)

この辺は何年かに1回はリニューアルしないとイケないのだろう。

## No. 22-1 (介護保険) 介護予防二次予防対象者施策事業 (長寿介護課)

(委員)

アンケートの回収率予定が70%になっている。70%の回答率があれば、ほぼ方針が把握できるということか。

(長寿介護課)

基本チェックリストの送付については、65歳以上の高齢者で介護認定を受けてない方を対象にアンケートを送付している。毎年奇数の年齢(65歳、67歳、…、79歳)と81歳以上の方は全員に送付しているので、2年に1回は必ず65歳以上の方にはアンケートが届くこととなる。目標は70%とさせていただいている。

(委員)

その70%で大体把握ができるということなのか。70%くらいで良いのかどうか。できるならもっと回収率を上げる努力が必要ではないか。

(長寿介護課)

2年に1回同じようなアンケートが届くので、自立されている方からは、もう変更がない、こんな面倒くさいものを送ってくるなというお叱りのメッセージも返ってくる。初めてアンケートを送った方や、高齢になって心配な事がある方からは、割と返事が返ってきているので、返事が返ってこないのは、元気なのでこんなことをしてほしくないという場合の方が多いのではないかと。7割お返しいただければ、実際には対象となる方が把握できる。我々もアンケートを送る以上、二次予防につなげたいので、返事がいただきやすいようなアンケートや手紙を作る努力はしているものの、返事が返ってこない方のほうが多い感じがする。

(委員)

課題認識に担当者の多大な手間がかかるとある。多分相当かかるのだろうと思うのだが、例えばアンケートをマークシート式にして、読み込めば早く数字が分かるのではないかと。

(長寿介護課)

アンケート送付自体の手間はかからないのだが、回収したアンケートの判定というか入力作業にかなり手間がかかっているため、課題を書かせていただいた。マークシートという提案を頂いたのだが、お年寄りの方なので、丸を付けていただく形のアンケートにしている。

入力作業は数字を打ち込んでいく作業ではあるのだが、件数も3、4千件あり、年齢別とか地区別とシートを余分に作っているため、集計作業に手間がか

かると感じている。

(委員)

ゆくゆくはシステムにお金を入れてマークシートみたいにした方が良くも  
しれない。

(委員)

要するに介護の予防なので、要支援のニーズをどうつかまえていくか、その  
ための予防のチェックだと思う。予算を見ると2,000万から3,000万は委託料だ  
ろう。これは社協や包括センターにアンケート調査の委託を頼んでいるのか。

(長寿介護課)

アンケート調査はエクセルシートを活用して職員が手作業で行っている。こ  
の委託料というのは、デイサービスや通所型介護予防事業として、市内の社会  
福祉法人や事業所に委託している形となっている。

(委員)

アンケート自身は、内部で全部やっているということだな。委託料の内容を  
もう一度教えていただきたい。市内の社会福祉法人に何を委託しているのか。

(長寿介護課)

介護予防プログラムというものがある。運動器の機能向上、口腔機能の向  
上、栄養改善などのプログラムガイドがあり、そこを市内の社会福祉協議会ほ  
か事業所に委託している。

(委員)

この87人が通所型の予防事業などの参加人数ということでもいいのか。

(長寿介護課)

お見込みのとおりである。

(委員)

この委託費は、今後、増えていくのではないか。どうなのか。要するに、本  
来は介護状態にできるだけならないようにする、つまり元気で在宅できるとい  
うのが本来だと思う。できるだけ要支援でいけるようにしようと思うと、やは  
りこの部分がもう少し増えてくるのではないか。年にもよるのだろうか。

(長寿介護課)

介護予防の対象者も高齢者の増加に伴い増えている。今後対象人数は増える  
と思われる。介護予防プログラムについても、今年度から認知機能の予防につ  
いて新しいプログラムも追加する予定なので、委託料の増加もあると思う。

(委員)

コメントの中に、介護保険法の改正という字句が出てくるのだけど、例えば

年齢を5歳引き上げて70にしようという話はないのだろうか。

もう一つ、このアンケートを取った後、いろいろ生かしていくサービス構想というのは、諸外国と比べるとどのくらいか。最高水準か、真ん中辺りなのか、まだまだなのか、話題になったことがあれば教えていただきたい。

(長寿介護課)

介護保険法の改正で年齢を引き上げるという情報は入っていない。

諸外国については、申しわけない、勉強不足なのでどう回答してよいか分からない。ただ日本は超高齢化社会になっており、外国においても高齢化社会は今後の課題だとは思いますが、他の先進国に比べると日本は高齢化がちょっと早く進んでいるのではないかという認識は持っている。

(委員)

それについていける水準なのかどうか、どう受け止められているのか。

(長寿介護課)

その辺りはよく分からない、申し訳ない。

(委員)

自己課題評価のところ、今後介護保険法の改正などによると書いてある。今後介護保険法はどのように改正されるのか。介護保険料が上がっていくということか。

(長寿介護課)

現在、第6期の介護保険事業計画を立てている状況である。今後の見通しとしては、団塊の世代が2025年にピークを迎える状況であり、介護保険料が上がるのはやむを得ないことではないかと考えている。今回の介護保険法の改正というのは、国でしていた事業がだんだん市町、下部組織に下りてくるというものである。地域でその高齢者を支えようという考え方であり、実質市町に対する負担は大きくなると思う。

(委員)

ということは、各市町村において介護の内容も保険料もそれぞれ違ってくるのか。豊かな市は保険料が安いとか、入所料が安いとか。すごい赤字のところは高いとか、そういう差が出てくる可能性はあるのだな。

(長寿介護課)

お見込みのとおり、市町によって差が出てくる可能性はある。

(委員)

もう一つ、成果指標として通所型介護予防事業参加者と書いてある。これはどのような人がどこへ行くのか。行ってどのようなことをするのか。

(長寿介護課)

この通所の参加者は、先ほどのアンケートの結果介護予防の対象者に上がった方であり、通所施設に通われている。事業所は先ほど委託料の際説明した施設であり、市内に何か所かの事業所がある。そこで送迎サービスがあったり、デイサービスという、体操であったりレクリエーションをしたり、いろんなサービスを受けている。

(委員)

要支援になってない人でもそういう施設は行けるということだな。

(委員長)

要するに、この2次予防対象者に対する施策というのは予防事業の一環であり、生活機能の低下が見られるけれども、それ以上低下させないように、デイサービス等々のサービスを提供するということだろうと思う。

先ほどの話で、介護保険料は負担する側の人数が少なくなってくるので、早晩いびつな事態が発生するのではないかと思う。ただ特効薬的なものはないから、介護保険法の改正動向に応じて、与えられたことをやるしかないだろう。

## No. 22-2 (介護保険) 介護予防一次予防対象者施策事業 (長寿介護課)

(長寿介護課)

申し訳ないのだが、直接事業費の内訳に本来除くべき人件費(給料、職員手当、共済費)が含まれている。

(委員)

元気いきいき教室というのはどのぐらい行われているのか。

(長寿介護課)

25年度に総合保健福祉センターが新築されたので、そちらを会場に5回開催した。それまでは各公民館などで開催していた。

(委員)

体操やお料理みたいなものか。

(長寿介護課)

体操であるとか、栄養のお話、また疾病予防の話だとか、いろんなメニューを考えている。

(委員)

私は音楽体操に参加しているのだが、それもこの中に入っているのか。

(長寿介護課)

歌体操は、25年度は1回教室の中で開催した。自主グループが活動をしてい

る。

(委員)

このシートの直接事業費は人件費が入っているから、要するに1,270万から人件費を引いた額、400万円くらいが直接事業費ということになるのだな。

実際にこの啓発事業の回数や参加者数をどう増やしていくかが大事なことである。実態として400万くらいでいけるのか。今後5年間の事業推計で1,050万とあり、この根拠も分からないのだけれど、目標としては2、3千人の人に来てもらおうと取り組まれている。その目標、どう伸ばしていくのかご意見があれば聞かせていただきたいと思う。これはもっと充実すればいいのではないかという意味合いである。職員の対応でいくとこれが限界なのかどうか。

(長寿介護課)

大半は委託が多いのだが、包括支援センターの職員がしている予防教室もある。老人クラブ等の研修会や各公民館の集まりにも積極的に参加して、そういう予防教室の機会を設けていきたいと思う。

(委員)

この委託料というのは、要するに老人クラブとかに委託しているのではないのか。

(長寿介護課)

市内の5カ所の在宅介護支援センターという事業所に委託している。

(委員)

事業所に委託して、いろいろ講習会をやっているということだな。分かった。

(委員)

このシートを見ると、啓発活動を一生懸命行っており、参加人数がどんどん増えている。大変良いことだと思う。今後も介護予防につながっていくといいかなと思う。

(委員長)

絶対数が増えるのだから増えるだろう。御苦労であるが、よろしく願いする。

#### No. 22-3 (介護保険) 介護予防ケアマネジメント事業 (長寿介護課)

(長寿介護課)

この事業についても、直接事業費の内訳に職員の給料、職員手当、共済費が入っている。本来除くべきものである。

(委員)

この事業は大変必要な事業だと思う。先ほどと同じで、直接事業費に職員の手当が入らないということは、決算の3,000万ちょっとが減るとのことか。

(長寿介護課)

人件費を除くので、直接事業費としては、賃金、需用費、役務費、合わせて279万ぐらいである。

(委員)

そうすると、向こう5年間の直接事業費も300万ぐらいで推移するということだろうか。

(長寿介護課)

お見込みのとおりである。シートは人件費を含めてそのまま計上しているようであり、この直接事業費の推移も記入誤りだと思われる。

(委員)

この介護予防ケアマネジメントの職員は何人いるのか。ケアマネジメントをする人たち、賃金で雇っている方は臨時職員なのか。要するに介護予防のケアプランを作る方なので、何か資格を持っている人が入るのか、職員のそういう方が携わっているのか。人件費の割合が非常に大きいので、その辺りどうなっているのか。

(長寿介護課)

この賃金は社会福祉士の賃金である。25年度は社会福祉士が1名おり、嘱託職員である。

(委員)

それ以外は一般職員ということか。結局何人になるのか。

(長寿介護課)

保健師が3人と主任ケアマネが1人の4人である。

(委員)

非常に大事な仕事である。ここで1次、2次の予防計画事業につなぐということなので、引き続き頑張ってください。

(委員)

私はシートを見て、やたらと事業費が大きいと思っていたのだが、今の訂正があり納得した。特に意見はない。

(委員長)

ありがとうございました。

地域包括支援センター部門に明示している業務であり、何がどうあってもや

らないといけないということである。頑張っていたきたい。

#### No. 22-4 (介護保険) 介護予防サービス計画事業 (長寿介護課)

(委員)

包括と委託はどのように違うのだろうか。委託介護予防支援者と居宅介護支援事業所の関係の違いが分からない。

(長寿介護課)

委託介護予防支援事業者というのは、ケアマネージャーのいる居宅介護支援事業者に委託をしている数である。また包括支援センターにもケアマネージャーが6名いる。それから保健師、社会福祉士、主任ケアマネもケアプランを作成しているので、その合计数をここに挙げている。

指定介護予防支援事業所というのが地域包括支援センターである。本来なら要支援1、2の方については、全て地域包括支援センターでケアプランを作成しなければならないのだが、例えば御主人が介護状態で奥様が支援の状態になった場合、同じケアマネージャーについていたきたいとかということもあるので、そういった方に対し、外部の居宅介護支援事業所に一部委託という形でお願いをしている。

(委員)

制度の仕組み自身を理解するのが難しい。言葉も非常によく似たものがあり紛らわしい。要するに包括支援センターの中のケアマネージャー6名というのはどういう職員なのか。社会福祉協議会の方なのか。

(長寿介護課)

申し訳ない。伊予市地域包括支援センターは伊予市役所が直営で設置しており、市役所長寿介護課の中に設置している。ケアマネージャーは、嘱託として介護支援専門員を6人雇用しており、職員及び保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーで要支援1、2の方の介護予防支援のケアプランを作っている。

(委員)

だから、先ほどのケアプランというのがここに表れてないのだな。先ほどの嘱託の人たちがどういう方で、どう包括支援の中に入るのか。今の説明には出てこないのだろう。

(長寿介護課)

この事業は、委託分だけの事業費になっており、嘱託職員の賃金等については、介護サービス事業特別会計の事業番号8200番、一般管理事務に賃金等を計上している。

(委員)

分かった。そこの部分が抜けている、つまりかなりの正職員や嘱託職員がおられて、これを支えているということになっていると思う。その確認をさせてもらった。

目標のところ、今後居宅介護支援事業の委託可能なものが50%という、その根拠もあると思うのだが、現実には37%となっている。この数値は現実的なものとして示されているのか。

(長寿介護課)

今後やはり高齢化社会ということで、要支援1、2に認定される方も増えてくると思う。地域包括支援センターの職員を増やせばいいことかとは思っているのだが、やはり人件費の問題もある。できれば居宅事業者に委託をして、適切なケアプラン、包括とは違う目で見た適正な介護予防のプランを作っていただきたいという、希望的観測で50%、半々という目標を上げさせていただいている。

(委員)

24年度、25年度の決算額が800万くらいなのだが、向こう5年間の直接事業費は1,300万となっている。この根拠は何か。

(長寿介護課)

予算ベースでの事業費を記入している。委託料に関しては、やはり現在37.4%であるのだが、今後も増えていくため、居宅に委託していきたいという考えもあるので、予定として予算ベースの事業費を記入している。

(委員)

あとは、今までの全体的なことであるのだが、もう少し事業費をまとめることはできないのだろうか。何か同じような事業に分かれているようであり、一緒にすれば経費が削減できるのではないかと思うのだが、いかがか。

(長寿介護課)

介護保険法の中で地域支援事業という項目がある。その中で、地域支援事業ではこういう事業をなさという提示があり、国庫補助や県費補助の関係もあり、事業を分けておいた方が事務作業上スムーズなため、まとめるのは難しいのが現状である。

(委員長)

まとめたいのはやまやまだろうが、法律がそうはなっていないので仕方がない。それが一番正確な運用だと思う。

1点だけ。自己の課題認識のところ、新たに7か所の居宅介護支援事業所と委託契約を締結したと記述されているのだが、これは現在の総数で7か所と

ということなのか。

(長寿介護課)

25年度中に7か所、新しく加わった。ただし、途中で支援の方が介護になったなどの理由により増減もあるので、25年度中に委託でお願いした最終的な箇所数は34事業所となっている。

(委員長)

可能性として増えることはあっても、減ることはないだろう。長時間にわたりありがとうございました。